



議案第 三十 号

小河内地区農業用排水施設整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾貳年 参月廿貳日 原案可決

三朝町議会議長牧田 積

記

一 工事の名称

山村地域農林漁業特別対策事業小河内地区農薬用水路改修工事

二 工事場所

東伯郡三朝町大字小河内地内

三 工事の概要

改修延長四七六メートル

鉄筋コンクリートフリーム五〇〇型を布設する。

四 事業費

六三二〇〇〇円

五 事業の実施方法

請負

六 工事の時期

昭和五十二年度